

オンライン電子納品実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部（営繕工事は除く。）が所管する工事及び工事に係る設計等業務において、受注者がインターネット上でウェブブラウザを用いて電子成果品を登録することで納品を行うこと（以下「オンライン電子納品」という。）について必要な事項を次のとおり定める。

(対象案件)

第2条 オンライン電子納品の実施対象は、原則として、全ての土木工事及び土木工事に係る設計等業務（用地業務は除く。）とし、受発注者間の協議により決定することとする。

(電子成果品)

第3条 電子成果品は、従来の電子媒体による電子成果品と同様に作成するものとする。なお、オンライン電子納品した場合は、CD-R等による納品の必要はない。

(利用システム)

第4条 オンライン電子納品は、次のシステム（以下「オンライン電子納品システム」という。）により実施する。

システム名：My City Construction URL：<https://mycityconstruction.jp/>

(実施手順)

第5条 オンライン電子納品に係る実施手順については、別途定める。

(検査)

第6条 検査は、オンライン電子納品システムに登録された成果品で実施する。なお、検査に必要な機器は、発注者において準備することとする。

(登録内容確認及び承認)

第7条 発注者は、検査後に登録された成果品を確認し、承認作業を行う。登録された成果品に不備がある場合、発注者は差戻しを行い、受注者は成果品を修正し、再度登録を行う。

(積算の取扱い)

第8条 土木工事及び土木工事に係る設計等業務については、「電子成果品作成費」又は「技術管理費の電子納品等に要する費用」に含まれるものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から施行する。